

令和3年度 看護師等奨学金貸与者を募集中！！

※看護師の資格を取得される方へ、奨学金を貸与します。（返還免除制度あり）

佐々木病院の看護師等奨学金貸与制度

対 象	令和3年4月に看護専門学校（3年制）へ入学予定又は在学中で、下記に該当する方 (1) 成績が優秀で、かつ心身が健康である方 (2) 資格取得後、常勤の看護師として本院に勤務する意思がある方 (3) 他病院の奨学金を受けていない方
定 員	2人以内
対象費用	(1)入学金及び(2)授業料等（授業料、実習費、施設整備費、研修旅行積立金、学級費、教科書、教材費(学校指定)、学校総合保険、白衣、後援会費、その他学費（理事長が必要と認めたもの））
貸与金額	(1)入学金は、30万円まで。(実費) (2)授業料等は、看護専門学校（3年制）年間72万円まで。（全日制・定時制とも同額） ※毎月又は半年分2回で支給します。
貸与期間	貸与を承認した月から支給を開始し、学校を卒業するまでの間、支給します。
貸与方法	毎月月末、又は半期の最初の月末までに、現金又は銀行口座へ振り込みます。
貸与の取消し又は停止	(1) 奨学金の貸与を受けることを辞退したときや退学したときは取消します。 (2) 留年した場合は奨学金を停止し、翌年進学したときは支給を再開します。 (3) その他、奨学金を貸与することが適当でないと思われるとき
返還義務	奨学金の返還が全額免除になる場合を除き、貸与期間中に下記に該当する場合は、奨学金の全額を一括返還していただきます。（延滞した場合、延滞利息5%） (1) 自己都合により学校を退学、又は退学処分を受けた場合など、規程第8条の規定により、奨学金の貸与が取り消されたとき (2) 学校卒業後、国家資格が取得できなかった場合（ただし、学校卒業時、国家資格が取得できなかった場合で、本院に勤務しながら再受験する方には1年間返還を猶予します。） (3) 資格取得後、すぐに本院の常勤看護師等として採用されなかったとき (4) 奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間、業務に従事しなかったとき
返還免除	貸与した奨学金は学校を卒業し資格取得後、貸与期間と同じ期間、本院で常勤看護師として勤務したとき、全額返還免除されます。（貸与・勤務の期間は無利息） ※採用後の給与等は、他の職員と同じ条件で支給されます。
募集時期	令和2年8月7日～29日まで（期限厳守）
応募手続	奨学金貸与申請書、高等学校又は看護専門学校在学中の方は成績証明書、そのほか看護師等奨学金貸与規程に定められた書類
選 考	書類及び面接等による審査
その他	本院と貸与決定者で、奨学金貸与契約書を締結します。
問合せ	医療法人社団優慈会 佐々木病院 総務課 採用担当まで 〒366-0824深谷市西島町2-16-1 ☎048-551-4121(直通) (メール) yuujikai@sasaki-hp.or.jp